

○実践女子学園ハラスメント防止委員会規程

(平成 20 年 6 月 11 日制定)

改正 平成 24 年 6 月 27 日改正 平成 26 年 5 月 28 日改正

平成 27 年 3 月 28 日改正 平成 28 年 4 月 27 日改正

(根拠)

第 1 条 この規程は、学校法人実践女子学園ハラスメントの防止等に関する規則第 6 条に基づき、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(委員会の職務)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議し、必要な措置を講じるものとする。

- (1) ハラスメントの防止のための教育研修及び広報に関する事項
- (2) ハラスメントの相談と申立への対応に関する事項
- (3) ハラスメント事案の解決に関する事項
- (4) ハラスメントの被害救済及び再発防止に関する事項
- (5) その他ハラスメント防止に必要な事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) ハラスメント防止担当理事
- (2) 学生部長
- (3) 学生相談センター長
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長
- (6) 中学校高等学校事務部長
- (7) 専任教職員のうち、学長、校長又は常務理事から推薦を受け理事長が任命する者
若干名

2 委員の任命に際しては、可能な限り男女が同数となるよう努める。

3 委員会の委員の氏名は、公表する。

4 委員会が必要と認めるときは、学外有識者や退任委員等、委員以外の者に出席を求め、意見を徴することができる。

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたとき、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人を置き、ハラスメント防止担当理事がこれにあたる。

2 委員長は、委員会を代表する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長1人を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副委員長は、委員会の同意を得て委員長が指名する。
- 4 副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 副委員長が欠けたとき、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数による。
- 4 委員がハラスメントの被申立人となったときは、委員長は当該委員を委員会に招集しない。この場合、委員会成立要件の委員総数から減算するものとする。

(相談窓口)

第8条 委員会は、ハラスメント相談窓口として専用メールアドレスを設ける

- 2 委員会は、関係部署及び全教職員にハラスメント相談窓口専用メールアドレス及び第4項に定める閲覧者の氏名を周知しなければならない。
- 3 関係部署及び全教職員は、学園構成員からハラスメントに関する相談を受けた場合は、ハラスメント相談窓口専用メールアドレスを相談者に教える。
- 4 相談者がハラスメント相談窓口専用メールアドレスに送った相談メールは、次の各号の閲覧者が確認する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 総務部長
- (4) 総務部人事課課長

(相談員)

第9条 委員長は、委員会の議を経て、次の各号に定める者をハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に任命する。

- (1) 総務部専任職員から2人
 - (2) 専任教職員から若干名
- 2 委員長は、必要に応じて外部有識者を相談員として任命することができる。
 - 3 相談員は、ハラスメント防止委員会委員を兼ねることはできない。
 - 4 相談員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
 - 5 相談員の氏名は、学園構成員に対し公表する。

(相談員の任務)

第10条 相談員は、委員長の命により、複数名で相談者から相談を受ける。

- 2 相談員は、次条に定める問題解決の方法や手続について相談者に説明する。ただし、問題解決策の誘導及び強要のないよう留意しなければならない。
- 3 相談員は、当該相談内容と日時等を明記した相談記録を作成し、ハラスメント防止委員会委員長に報告しなければならない。相談者が次条に定める措置を求める場合は、相談記録にその旨を明記する。

(解決のための措置)

第 11 条 委員会は、相談者が次の各号の措置をとるよう申し立てた場合（以下「申立人」という。）、速やかに問題解決のための対応を図る。なお、申立人が求めない場合であっても、委員会が必要と判断したときは、委員会は、次の各号の措置の中から適当と認める措置をとることができる。ただし、原則として申立人の意思を尊重するものとする。

(1) 通知措置

委員会は、ハラスメント被害を申し立てられた者（以下「被申立人」という。）に対し、委員長名の通知文書により、注意をすることができる。その際、委員会は、申立人の氏名を伏せるとともに、被申立人からの報復措置を禁止する等、申立人が不利益を受けないよう十分な配慮を行わなければならない。

(2) 調整措置

委員会は、教育研究環境等の整備及び申立人と被申立人との調停を行うことができる。なお、調停が行われたときは、委員長は、申立人及び被申立人の双方に対して、調停案を誠実に履行することを求める。調整措置を行う場合、委員会は、ハラスメント調整部会（以下「調整部会」という。）を設置する。調整部会の職務については、別に定める「ハラスメント調整部会細則」による。

(3) 調査・認定措置

委員会は、申立人及び被申立人に対して事実関係の調査を行い、ハラスメントに該当するかどうかを認定することができる。調査の結果、ハラスメントに該当すると認定した場合は、委員長は、理事長にその旨を文書で報告するものとする。調査・認定措置を行う場合、委員会は、ハラスメント調査部会（以下「調査部会」という。）を設置する。調査部会の職務については、別に定める「ハラスメント調査部会細則」による。

- 2 申立人の希望又は委員会の審議結果が、前項各号の措置のいずれにも当てはまらないときは、委員会は、その都度措置を決める。
- 3 委員長は、決定した各措置について、申立人に文書で通知する。
- 4 委員長は、措置が決定したとき及び申立に係る問題が解決したときは、理事長及び関係箇所長等に文書で報告する。

(事務所管)

第12条 委員会の事務は、総務部が所管する。必要に応じて学務部及び中学校高等学校事務部が運営に加わるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年6月11日から施行する。
- 2 第12条(調査委員会の構成等)のうち、中高に関する案件に関しては別に定める。

附 則(平成24年6月27日改正)

- 1 この改正規程は、平成24年6月27日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年6月11日付で就任した委員の任期については、平成26年3月31日までとする。

附 則(平成26年5月28日改正)

第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年6月1日に就任した委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成27年3月28日改正)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月27日改正)

この改正規程は、平成28年4月27日から施行する。